

- 2 原子力施設における放射線業務従事者の線量管理状況

・原子炉設置者等は、原子炉等規制法に基づき原子力施設における放射線業務に従事する者の線量が同法に基づく告示に定める線量限度を超えないように管理することが義務づけられている。

平成 12 年度の原子力施設における放射線業務従事者の線量は、全ての事業所において、この線量限度を下回っている。

放射線業務従事者の線量限度：1 年間につき 50 ミリシーベルト

女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠中の女子を除く。)の腹部については 3 月間につき 13 ミリシーベルト

なお、ICRP の 1990 年勧告を受けて関係法令を改正したため、平成 13 年度からは放射線業務従事者の線量限度は、5 年間につき 100 ミリシーベルト及び 1 年間につき 50 ミリシーベルトとなる。(女子については、前述の規定のほか 3 月間につき 5 ミリシーベルト)

・平成 12 年度における線量管理の状況は以下のとおり。

実用発電用原子炉施設における放射線業務従事者一人当たりの平均線量は、1.2 ミリシーベルトであった。(前年度 1.2 ミリシーベルト)

また、実用発電用原子炉施設における放射線業務従事者の総線量は、78.83 人・シーベルトであった。(前年度 83.78 人・シーベルト)

研究開発段階にある発電の用に供する原子炉施設のうち、ふげん発電所における放射線業務従事者一人当たりの平均線量は 1.2 ミリシーベルト(前年度 0.5 シーベルト)、もんじゅにおける放射線業務従事者一人当たりの平均線量は 0.0 ミリシーベルト(前年度 0.0 ミリシーベルト)であった。

また、ふげん発電所における放射線業務従事者の総線量は 2.39 人・シーベルト(前年度 0.81 人・シーベルト)、もんじゅにおける放射線業務従事者の総線量は 0.00 人・シーベルト(前年度 0.00 人・シーベルト)であった。

加工施設各事業所における放射線業務従事者一人当たりの平均線量は、事業所の最大で 0.2 ミリシーベルト(前年度 0.2 ミリシーベルト)であった。

また、加工施設各事業所における放射線業務従事者の総線量は、事業所の最大で 0.07 人・シーベルト(前年度 0.07 人・シーベルト)であった。

再処理施設各事業所における放射線業務従事者一人当たりの平均線量は、最大で 0.0 ミリシーベルト(前年度 0.1 ミリシーベルト)であった。

また、再処理施設各事業所における放射線業務従事者の総線量は、最大で 0.11 人・シーベルト(前年度 0.29 人・シーベルト)であった。

廃棄物埋設施設・廃棄物管理施設各事業所における放射線業務従事者一人当た

りの平均線量は、最大で 0.1 ミリシーベルト(前年度 0.0 シーベルト)であった。

また、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設各事業所における放射線業務従事者の総線量は、最大で 0.03 人・シーベルト(前年度 0.02 人・シーベルト)であった。

・原子力施設における放射線業務従事者の線量管理は、個々の施設ごとに実施しているが、放射線業務従事者が複数の原子力事業所を移動した場合、その従事者の被ばく履歴を把握することが難しい状況が生じ、全国規模で個人被ばく管理を一元的に管理できる体制の整備が必要となった。

このような状況から、昭和 52 年 11 月(財)放射線影響協会に放射線従事者中央登録センターが設立され、放射線業務従事者の被ばく線量の一元的登録管理及び記録の保管を行っている。

原子炉設置者等は、放射線従事者中央登録センターに登録された者であることの確認及び他の原子力事業所での被ばくの前歴等を確認し、的確な放射線管理を行っている。

・平成 12 年度の 1 年間の放射線業務従事者の線量分布を(1)に、女子(妊娠不能と診断された者を除く。)の放射線業務従事者の四半期ごとの線量分布を(2)に示した。

また、平成 3 年度以降の各年度の原子力施設における放射線業務従事者の線量を参考資料に示した。

表の見方は次のとおりである。

放射線業務従事者の「総合計」については、原子力施設間を移動した放射線業務従事者についてそれぞれの原子力施設で集計しているため、重複して集計されている。

「総線量」については、「社員」「その他」それぞれの項目について小数点以下第 3 位を四捨五入して集計した。したがって、一部で「社員」の項と「その他」の項との和が「合計」と一致しないものがあるが、これは集計上の誤差である。

「平均線量」については、小数点以下第 2 位を四捨五入して集計した。

「最大線量」については、当該原子力施設においての実績である。

放射線業務従事者数及び線量の集計は、管理区域が設定された時点から集計している。

日本原子力発電(株)東海発電所及び東海第二発電所において両発電所を兼務する放射線業務従事者の線量は、フィルムバッジで評価された線量を両

発電所における電子式線量計の計測値の比率を用い分配して集計した。(平成 11 年度分まで)

使用施設を有する事業所については、使用施設での放射線業務従事者と一部重複して計上している。